

# 千葉市住居確保給付金支給要領

## 第1 目的

住居確保給付金は、離職又は事業を行う個人が当該事業を廃止したこと（以下「離職等」という。）、個人の責に帰すべき理由又は都合によらず就業機会等が減少したこと（以下「就業機会等の減少」という。）により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とする。

## 第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- 1 主たる生計維持者 自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持する者をいう。
- 2 常用就職 期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6か月以上の労働契約による就職をいう。
- 3 住居確保給付金基準額 世帯人数及び地域に応じて厚生労働大臣が自治体ごとに定める生活保護の住宅扶助の特別基準額に準拠した次の額をいう。
  - (1) 単身世帯においては41,000円
  - (2) 2人世帯においては49,000円
  - (3) 3人～5人世帯においては53,000円
  - (4) 6人世帯においては57,000円
  - (5) 7人以上世帯においては64,000円
- 4 家賃額 住居確保給付金の支給を申請した者（以下「申請者」という。）又は住居確保給付金の支給を受ける者（以下「受給者」という。）が賃借する賃貸住宅の一月当たりの家賃額をいい、3に定める住居確保給付金基準額を上限とする。
- 5 雇用施策による給付 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金をいう。
- 6 申請者等 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族をいう。
- 7 不動産媒介業者等 不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。
- 8 公共職業安定所等 公共職業安定所又は職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第10項に規定する職

業紹介事業者であって、地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者をいう。

- 9 経営相談先 よろず支援拠点、商工会議所、商工会又は地方公共団体が認める公的な経営相談先をいう。
- 10 自立に向けた活動 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組であって、経営改善や事業の立て直し等に寄与するものをいう。
- 11 育児 3歳未満の乳幼児の育児を行うこと及び申請者が社会通念上やむを得ないと認められる理由により親族（民法第725条に規定する親族）にあたる3歳未満の乳幼児を預かり、育児を行うことをいう。

### 第3 事業内容

保健福祉センター社会援護課（中央区及び若葉区においては社会援護第一課、以下「社会援護課」という。）は、支給対象者の申請に基づき住居確保給付金を支給するとともに、生活困窮者自立支援法施行規則第14条第1項に規定する就労支援等を行うための相談支援員兼就労支援員（以下「支援員」という。）を配置し、就労支援等を実施する。

### 第4 支給対象者

支給対象者は、申請時に次に掲げる各項目のいずれにも該当する者とする。

- 1 次のいずれかに該当すること。
  - (1) 離職等の日から起算して2年を経過していない者であること。ただし、延長申請時には、2年以内であることについては問わない。

なお、当該期間に、疾病、負傷、育児その他やむを得ないと認められる事情により、引き続き30日以上求職活動を行うことが困難であった場合は、当該事情により求職活動を行うことが困難であった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。
  - (2) 就業機会等の減少により、当該個人の就労状況が離職等の場合と同等程度の状況にある者であること。
- 2 離職等又は就業機会等の減少により、住居を喪失していること又は喪失するおそれがあること。

なお、申請者等のいずれもが、当該申請者が求職活動を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないことを要する。
- 3 離職等の場合にあつては、離職等の日において、主たる生計維持者であったこと、就業機会等の減少の場合にあつては、申請した日（以下「申請日」という。）の属

する月においてその属する世帯の生計を主として維持しているものであること。

ただし、離職等の日には主たる生計維持者ではなかった者が、その後に離婚等をしたことにより申請時においては家計の主宰者（世帯の生計を維持する上で中心となる者）となっている場合も対象とする。

- 4 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所等に求職申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

ただし、1（2）に該当する者のうち自営業者であって、給与その他の業務上の収入を得る機会が減少し、自立に向けた活動を行うことが申請者等の自立の促進に資すると認められる場合は、受給してから6か月を限度に当該活動を行うことをもって、前段の求職活動に代えることができる。

- 5 申請日の属する月における申請者等の収入の合計額が、本市条例で定める市民税均等割額が非課税となる所得額を収入額に換算し、1/12を乗じて得た額（以下「基準額」という。）に、申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（以下「収入基準額」という。）以下であること。

ただし、申請日の属する月の収入が収入基準額を超えている場合であっても、離職等、失業等給付の終了、収入の減少、他の雇用施策による支援の終了等により申請日の属する月の翌月から収入基準額を下回ることについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして、取り扱う。

- (1) ここでいう「収入」とは、給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費支給額は除く。）とし、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）とする。なお、借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。

- (2) 定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金等の公的給付等及び親族等からの継続的な仕送り等については収入として算定し、これらの公的給付等が複数の月に係る金額が一括で支給される場合については、月額で算定する。なお、児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金の受取については収入として算定しない。

- (3) 申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとし、毎月の収入額が確実に推計することが困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって収入の確定している直近3か月間の収入額の平均又は申請日の属する月の前月の収入に基づき推計する。

- (4) 22歳以下かつ学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院及び専門職大学院を除く。）、短期大学、専門職大学、高等専門学校

校又は専修学校に就学中の子の収入は、収入として算定しない。

6 申請者等の金融資産の合計が基準額に6を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額以下であること。

(1) ここでいう「金融資産」とは、金融機関に対する預貯金、債券、株式、投資信託及び現金をいう。

(2) 生命保険、個人年金保険等については金融資産として算定しない。なお、負債がある場合、金融資産と相殺はしない。

7 申請者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

## 第5 支給額

1 支給月額、家賃額とする。

ただし、申請者等の収入合計金額が、基準額を超える場合については、次の数式により算出される額とする。この場合において、支給月額が住居確保給付金基準額を超える場合は、当該住居確保給付金基準額とする。

$$\text{支給月額} = (\text{基準額} + \text{実家賃額}) - \text{月の世帯収入額}$$

2 世帯収入額が基準額を超える場合にあっては、支給額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り上げることにする。

3 1の数式により算出される額が100円未満の場合は、その端数を切り上げて、支給月額を100円とする。

4 本給付金の支給額は家賃相当分（月額）であり、初期費用、共益費、管理費等については支給対象外とする。

5 本給付金は、申請日以降に支払うべき家賃に充当するものであり、滞納した家賃へ充当することはできない。

6 本給付金の支給額が、実家賃額と比較して一部支給となる場合は、その差額については受給者が支払うことにする。

## 第6 支給期間

1 支給期間は、3か月を限度とする。

2 1の規定にかかわらず、第14の1に定める活動（以下「求職活動」という。）を誠実かつ熱心に継続していた場合には、申請により、3か月を限度に支給期間を2回まで延長することができる。ただし、第4に定める支給対象者に限るとともに、その支給額は延長申請時の収入に基づいて第5によって算出される額とする。

3 住居を喪失している者においては、入居契約に際して初期費用として支払いを要

する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始する。

- 4 住居を喪失するおそれがある者においては、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始する。

## 第7 支給方法等

- 1 住居確保給付金は、月ごとに支給するものとし、不動産媒介業者等の口座へ振り込むもの（代理受領）とする。ただし、貸主等の意向により、賃貸借契約書等において受給者が居住する住宅の賃料の支払方法がクレジットカード払い、納付書払い及び賃貸住宅の借入人の委託を受けて当該借入人の家賃の支払いに係る債務を保証する者が申請者等に代わって当該債務を弁済する方法に限定されているときで、特に必要と認められる場合、又は、受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、この限りでない。
- 2 住居を喪失している者における住居確保給付金の支給対象となる住宅は、住居確保給付金基準額以下の家賃のものに限る。

## 第8 事業の実施責任

- 1 住居を喪失している者が新たな居住地を所管区域外に確保した場合においては、支給決定を行わず、新たな居住地を所管区域とする住居確保給付金の実施主体において支給決定を行うものとする。
- 2 住居を喪失している者が、本市市内において新規に賃貸住宅を賃借する場合は、新たな居住地が所在する社会援護課が実施責任を負う。また、住居を喪失するおそれのある者であり、現に賃貸住宅を賃借している場合は、現居住地に所在する社会援護課が実施責任を負う。

## 第9 関係機関との連携

支援員は、本事業を円滑に実施するため、支給対象者の状況等について公共職業安定所等、千葉県社会福祉協議会等関係機関との連携を緊密に行うものとする。

## 第10 支給手続等

- 1 住居確保給付金の支給に係る事務は、社会援護課において行う。
- 2 面接相談等
  - (1) 支援員は、相談者に対して、住居確保給付金の趣旨、概要等を説明するとともに、雇用施策や千葉県社会福祉協議会による貸付け事業等の関係事業の概要を説明する。また、支援員は、必要に応じて、雇用施策の詳細等について公共職業安

定所等での相談を助言するとともに、国の雇用施策による給付の対象要件に該当する場合は、優先して申請を促す。

- (2) 支援員は、相談者が住居確保給付金の申請を希望する場合は、支給対象者の要件、手続の流れ等を説明する。

### 3 支給申請の受付

- (1) 支援員は、相談者に対し、「住居確保給付金申請時確認書（様式1-1号）」（以下「申請時確認書」という。）を丁寧に説明し、誓約事項及び同意事項について承諾をした上で、申請することについて、署名を得る。

- (2) 申請時確認書に署名を行った相談者は、生活困窮者自立支援法施行規則第13条の規定に基づき、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式第一号）」（以下「支給申請書」という。）に4に定める証拠書類等を添えて社会援護課に提出する。

- (3) 社会援護課は、4（1）に規定する本人確認書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請を受理する。なお、証拠書類等が整っていない場合には、必要書類の追加提出を指示し、これらの必要書類が一式揃った時点で受付印を押印する。

- (4) 社会援護課は、提出された支給申請書に担当印を押印し、その写しを2部交付する。

- (5) 社会援護課は、住居を喪失している申請者に対しては「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1号、以下「予定住宅通知書」という。）」の用紙を、住宅を喪失するおそれがある申請者に対しては「入居住宅に関する状況通知書（様式2-2号、以下「入居住宅通知書」という。）」の用紙を配付する。

- (6) 申請者は、提出された支給申請書について、支給決定前に取り下げを申し出ようとするときは、「住居確保給付金支給申請取下げ届（様式11号）」を社会援護課に提出する。

### 4 証拠書類等

#### (1) 本人確認書類

本人確認書類は、運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票の写し・住民票記載事項証明書、戸籍謄本等のいずれかの写しとする。

社会援護課は、本人確認書類の写しの提出があったときは、必要に応じて原本を確認し、原本の提示があったときは申請者の同意を得て複写し、これを徴する。

ただし、個人番号カードについては、個人番号記載面は複写してはならない。

#### (2) 離職関係書類等

離職関係書類等は、離職等の場合にあつては、申請日から起算して2年以内に離職等をしたことが確認できる書類の写しとし、就業機会等の減少の場合にあつては、当該個人の就労状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることが確認できる書類の写しとする。ただし、離職等の場合であつて、疾病、負傷、育児その他やむを得ないと認められる事情により引き続き30日以上求職活動を行うことが困難であった場合は、医師の証明書その他当該事情に該当することの事実を証明することができる書類の写しについても提出する。

なお、確認できる書類等がない場合には、離職等の場合にあつては、「離職状況等に関する申立書（様式16号）」に、就業機会等の減少にあつては、「就業機会等の減少に関する申立書（様式17号）」に離職等又は就業機会等の減少に関する内容等を記載して提出させる。

### (3) 収入関係書類

収入関係書類は、申請者等のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写しとする。

### (4) 金融資産関係書類

金融資産関係書類は、申請者等の申請日における金融機関の通帳等の写しとする。

## 5 求職活動等要件の確認

### (1) 公共職業安定所等への求職申込み及び雇用施策による貸付け等利用状況の確認

申請者は、公共職業安定所等から交付を受けた「求職申込み・雇用施策利用状況確認票（様式12号）」に求職番号を記載し、社会援護課に提出する。

### (2) 経営相談先への経営相談申し込み及び事業継続の意向確認

第4の1(2)に該当する者のうち自営業者であつて、給与その他の業務上の収入を得る機会が減少し、自立に向けた活動を行うことが申請者等の自立の促進に資すると認められる場合は、あらかじめ相談内容が経営相談に該当するか事前に確認を行い、経営相談先において対応が可能な場合は、経営相談の申込みを行った経営相談先及びその他必要事項を記載したうえで「自立に向けた活動計画書（様式18号）」を社会援護課へ提出する。

### (3) 支援員は、(1)及び(2)を行っていない場合は、実施するよう指示する。

## 6 入居住宅（入居予定住宅）に関する状況把握

### (1) 住居を喪失している申請者の場合

ア 申請者は、不動産媒介業者等に3(4)で交付された支給申請書の写しを提示し、当該業者等を介して住居を探し、本給付の支給決定等を条件に入居可能な住居を確保する。

イ 不動産媒介業者等は、申請者の入居希望の住居が確定した後、申請者が持参した予定住宅通知書に必要事項を記載して申請者に交付する。

ウ 申請者は、交付を受けた予定住宅通知書を社会援護課に提出する。

(2) 住居を喪失するおそれがある申請者の場合

ア 申請者は、入居住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者に対し、3(3)で交付された支給申請書の写しを提示し、必要事項を記載した入居住宅通知書の交付を受ける。

イ 申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しを添付して、交付を受けた入居住宅通知書を社会援護課に提出する。

7 審査

社会援護課は、提出された支給申請書、証拠書類及び追加提出書類に基づき、申請の審査を行う。

(1) 審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書(様式3号)」を交付するとともに、「住居確保報告書(様式5号)」の用紙を配付する。

なお、住宅を喪失するおそれがある申請者については、この手続きを省略する。

(2) 審査の結果、本給付金の支給が認められないと判断された申請者に対しては、「住居確保給付金不支給通知書(様式4号)」を交付する。

(3) 支給申請時、支給申請書に添付する証拠書類等が整わなかった申請者において、支給申請日から1か月を経過した日(土日祝日であった場合には直後の平日)までに必要書類が追加提出されなかった場合、住居確保給付金の不支給を決定し、住居確保給付金不支給通知書を交付する。

(4) 不適正受給が疑われる場合等において、本給付の支給の決定又は実施のために必要があるときは、「生活困窮者自立支援法第22条の規定に基づく報告等について(様式15号)」により、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることができる。なお、報告を求めるときは、報告を依頼する書類に支給申請書及び申請時確認書を添付する。

8 住居の賃貸借契約の締結

住居を喪失している申請者は、6(1)イで予定住宅通知書の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、7(1)で交付された住居確保給付金支給対象者証明書を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結する。

9 支給決定等

(1) 住居を喪失している申請者の場合

ア 申請者は、住宅入居後 7 日以内に、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、住居確保報告書を社会援護課に提出する。

イ 社会援護課は、申請者より住居確保報告書の提出を受けた後、支給決定を行い、申請者に「住居確保給付金支給決定通知書（様式 7-1 号）」を交付するとともに、「常用就職届（様式 6 号）」の用紙を配付する。

(2) 住居を喪失するおそれがある申請者の場合

社会援護課は、7 に規定する審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者に対し、支給決定を行い、住居確保給付金支給決定通知書を交付するとともに、常用就職届の用紙を配付する。

(3) 支援員は、必要に応じて申請者等の住宅を訪問し、居住の実態を確認するものとする。

## 第 1 1 支給額の変更

1 受給者は、住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更になったときは、「住居確保給付金支給変更申請書（様式 1-3 号）」に賃貸借契約書の写し等を添付し、社会援護課に提出する。

2 第 5 の 1 ただし書きに規定する支給月額に住居確保給付金を受けている受給者は、受給中に収入が減少し、収入基準額を下回ったときは、住居確保給付金支給変更申請書に収入が確認できる書類の写し等を添付し、社会援護課に提出する。

3 社会援護課は、住居確保給付金支給変更申請書の提出があったときは、内容を確認し、「住居確保給付金支給変更決定通知書（様式 7-3 号）」を交付する。

なお、この場合における住居確保給付金支給月額は、第 5 を準用する。

4 受給者は、借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は社会援護課の指導により同一の自治体内での転居が適当であると判断されたときは、住居確保給付金支給変更申請書に転居後の賃貸借契約書の写しを添付し、社会援護課に提出する。

## 第 1 2 支給の中断

### 1 支給の中断

(1) 受給者は、本給付金を受給中に、疾病、負傷、育児その他やむを得ないと認められる事情により引き続き 30 日以上求職活動を行うことが困難であった場合により第 1 4 の 1 による求職活動を行うことが困難となったときは、医師の交付する診断書等求職活動が困難である旨を証明する文書とともに、「住居確保給付金支給中断届（様式 9-1 号）」を社会援護課に提出する。

- (2) 社会援護課は、住居確保給付金支給中断届の提出があったときは、内容を確認し、「住居確保給付金支給中断通知書（様式9-2号）」を交付する。
- (3) 受給者は、本給付金の支給中断中は、原則として毎月、面接、電話等により、社会援護課に生活状況を報告する。
- (4) 社会援護課は、受給者から生活状況の報告を受けたときは、求職活動を再開する意思を確認する。

## 2 支給の再開

- (1) 受給者は、住居確保給付金の支給中断後、心身の回復により求職活動を再開できるときは、「住居確保給付金支給再開届（様式9-3号）」を社会援護課に提出する。
- (2) 社会援護課は、住居確保給付金支給再開届の提出があったときは、内容を確認し、「住居確保給付金支給再開通知書（様式9-4号）」を交付する。

## 第13 支給の中止

- 1 社会援護課は、支給決定後、受給者が第14の1による求職活動を怠ったときは、原則として当該事実を確認した日の属する月から支給を中止する。支給がなされた後に当該事実を確認した場合は、確認後、すみやかに支給を中止する。
- 2 社会援護課は、受給者が常用就職後に常用就職及び就労収入の報告を怠ったときは、支給を中止することができる。
- 3 社会援護課は、受給者が常用就職（支給決定後の常用就職のみならず、申請前後の常用就職も含む。）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えたときは、原則として収入基準額を超える収入が得られた月から支給を中止する。また、受給者が常用就職等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合は支給を中止できる。

ただし、収入に変動がある場合等で1か月の収入では判断をしかねる場合は、受給者の自立のため、2か月目の収入を確認してから判断を行っても差し支えない。
- 4 社会援護課は、受給者が支給決定後に住宅の貸主側の責によらず住宅から退去したときは、原則として退去した日の属する翌月の家賃相当分から支給を中止する。

なお、住居確保給付金の支給がなされた後に、当該事実を確認した場合は、確認後、すみやかに支給を中止する。
- 5 社会援護課は、支給決定後、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明したときは、直ちに支給を中止する。
- 6 社会援護課は、支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処されたときは、直ちに支給を中止する。

- 7 社会援護課は、公共職業安定所等において、求職者支援法による制度（求職者支援制度）の職業訓練の受講申込が可能とされた受給者に対して、同制度の利用を指示したにもかかわらず、正当な理由なく職業訓練の受講申込を拒む場合は、原則として当該事実を確認した月の家賃相当分から支給を中止する。
- 8 社会援護課は、支給決定後、受給者又は受給者と生計を一とする同居の親族が暴力団員と判明したときは、直ちに支給を中止する。
- 9 受給者は、支給決定後、支給の中止を申し出るときは、「住居確保給付金支給中止申出書（様式10号）」を社会援護課に提出する。このとき、社会援護課は支給の中止の申し出のあった日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。
- 10 社会援護課は、受給者が生活保護費を受給したときは、調整の上、支給を中止する。
- 11 社会援護課は、受給者が支給決定後、疾病、負傷、育児その他やむを得ないと認められる事情のため、引き続き30日以上求職活動を行うことが困難であったことにより本給付金の受給を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は、支給を中止する。
- 12 社会援護課は、本給付金の受給中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合は、原則として支給を中止する。
- 13 社会援護課は、1から12までの規定により支給を中止したときは、対象者に対して、「住居確保給付金支給中止通知書（様式8号）」を交付する。
- 14 社会援護課は、1から12までに掲げるもののほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じたときは、支給を中止する。

#### 第14 受給者の責務

- 1 受給者は、受給期間中、常用就職又は自立に向けた活動として、次の活動を行う。ただし、（2）に規定する活動は、受給してから6か月を限度とする。
  - （1）公共職業安定所等で求職活動を行う者
    - ア 毎月2回以上、公共職業安定所等の職業相談等を受けること
    - イ 毎月4回以上、支援員による面接等の支援を受けること
    - ウ 原則週1回以上、求人先への応募を行い、又は求人先の面接を受けること
  - （2）第4の1（2）に該当する者のうち自営業者であって、給与その他の業務上の収入を得る機会が減少し、自立に向けた活動を行うことが申請者等の自立の促進に資すると認められる者
    - ア 原則毎月1回以上、経営相談先の面接等の支援を受けること
    - イ 毎月4回以上、支援員による面接等の支援を受けること

- ウ 毎月1回以上、「自立に向けた活動計画書」に基づく取組を行うこと
- 2 受給者は、次のとおり、支援員による面接時に報告する。
    - (1) 公共職業安定所等で求職活動を行う者
      - 1 (1) ア及びウの活動を行った場合には、「常用就職活動状況報告書（様式13号）」及び「職業相談確認票（様式14号）」にて報告する。
      - (2) 第4の1(2)に該当する者のうち自営業者であって、給与その他の業務上の収入を得る機会が減少し、自立に向けた活動を行うことが申請者等の自立の促進に資すると社会援護課が認める者
        - 1 (2) ア及びウの活動を行った場合には、「自立に向けた活動報告書（様式19号）」にて報告する。
  - 3 受給者は、就職した場合には常用就職届を社会援護課に提出する。
  - 4 3により常用就職届を提出した受給者及び第4・1・(2)に基づく受給者は、収入額が確認できる書類を毎月提出する。
  - 5 受給者は、経営相談先から公共職業安定所等で求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた場合は、支援員による面接時に報告する。

#### 第15 不適正受給への対応

- 1 社会援護課は、住居確保給付金の支給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、受給者又は受給者であった者から、既に支給された給付金の全額又は一部について徴収することができる。
- 2 支援員は、申請時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め、受給の有無等を確認することにより、再支給の不適正受給を防止する。
- 3 支援員は、住居を喪失している申請者に対しては、原則として、住居入居後に住民票の提出を求める。
- 4 支援員は、必要に応じて受給者等の住宅訪問及び居住実態の確認を行うことにより、居住環境や生活面の支援にあわせて、架空申請や又貸し等の不適正受給を防止する。
- 5 社会援護課は、第7の1ただし書きに定める方法により賃料を支払うときは、必要に応じて、受給者に対して住居確保給付金が賃料の支払いに充てられていることを確認する。

#### 第16 給付金の再支給

- 1 社会援護課は、受給者が住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅

手当、住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。)を受給した後に、常用就職又は給与以外の業務上の収入を得る機会が増加し、新たに解雇(受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。)その他事業主の都合による離職等(受給者の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。)若しくは就労機会等の減少により経済的に困窮した場合で、受給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合、第4に規定する支給対象者の要件に該当する者については、第5の支給額及び第6の支給期間等により、再支給することができる。

- 2 社会援護課は、従前の受給中に第13の要件に該当したことにより中止となった者(ただし、第13の3及び第13の10により中止になった者は除く。)には、再支給することができないものとする。

#### **第17 支給期間を延長する際の取扱い**

- 1 第6の2の規定により住居確保給付金の支給期間の延長を希望する受給者は、住居確保給付金が支給される最終の月の末日(第13により中止される場合を除く。)までに「生活困窮者住居確保給付金支給申請書(期間延長)(様式1-2号)」を社会援護課に提出する。
- 2 社会援護課は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書(期間延長)の提出があった場合には、第14の1による求職活動又は自立に向けた活動を適切に行っているかどうか及び第4(1を除く。)に定める支給要件に該当しているかどうかを勘案の上、第6の2による延長の要件を満たすと判断した場合は、「住居確保給付金支給決定通知書(期間延長)(様式7-2号)」を交付する。

#### **第18 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除**

- 1 社会援護課は、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1号)、(様式2-2号)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、当該書類を受理しないものとする。
- 2 1に規定する暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等は、次のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
  - (2) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち

に暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等

- (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- (6) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- (8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- (9) 暴力団員等である個人又は役員等が暴力団員等である法人をその事実を知りながら不当に利用する等している不動産媒介業者等

### 3 不動産媒介業者等が暴力団員等と関係を有していた場合の取扱い

社会援護課は、本給付金の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等が関わる給付金の振込を中止する。

## 第19 その他

この要領に定めるもののほか、住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、保護課長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日より施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年9月1日より施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月20日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和2年5月29日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和2年7月3日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和3年6月11日から施行する。
- 2 第4の7の規定については、施行の日の前日までに住居確保給付金の支給を申請した者についても、当該申請に係る支給期間中は、適用する。ただし、令和3年5月以前の期間は除く。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月30日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和3年11月30日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和4年6月30日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月31日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和4年9月30日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、

当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和4年12月21日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 最後に住居確保給付金の支給を申請した日が令和6年3月31日以前である者であって、当該申請に係る支給が終了した後に解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した者については、当該申請に係る支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過するまでの間は、第16の1に記載されているものは以下のとおり読み替えるものとする。

	読替前	読替後
第16 1	社会援護課は、受給者が住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当、住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。）を受給した後に、常用就職又は給与以外の業務上の収入を得る機会が増加し、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職等（受給者の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）若しくは就労機会等の減少により経済的に困窮した場合で、支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合、第4に規定する支給対象者の要件に該当する者については、第5の支給額及び第6の支給期間等により、再支給すること	社会援護課は、受給者が住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当、住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。）を受給した後に、常用就職又は給与以外の業務上の収入を得る機会が増加し、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職等（受給者の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）若しくは就労機会等の減少により経済的に困窮した場合、第4に規定する支給対象者の要件に該当する者については、第5の支給額及び第6の支給期間等により、再支給することができる。

	ができる。	
--	-------	--

- 3 この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。